

◎医師の意見書

**登園許可証明書**

【医師用】

園児 氏名		病名	
出席停止期間： _____ 月 _____ 日（ ）		年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
～ _____ 月 _____ 日（ ）		医療 機関名	
登園許可： _____ 月 _____ 日（ ）より		医師名	印またはサイン
症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。			

幼稚園は幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記感染症について登園許可証明書の提出をお願いします。  
感染力のある期間に配慮し、子供の健康回復状態が集団での幼稚園生活が可能となる状態となつてからの登園となるようにご配慮ください。

●医師が記入した意見書が必要な感染症（第2種感染症）

感染症名	出席停止期間
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ解熱後1日を経過するまで※
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで※
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで※
風疹	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	発疹が全て痂皮化するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで※
結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
プール熱（咽頭結膜熱）	主な症状（急な発熱、咽頭炎、結膜炎など）が消失し、2日経過するまで※
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認められるまで

※発症日・解熱した日・症状が消失した日の翌日から計算してください。

●第1種感染症について \*完全に治癒するまで出席停止

エボラ出血熱・クリミア-コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎  
ジフテリア・鳥インフルエンザ・重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスのものであるものに限る）  
鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等感染症・指定感染症・新感染症

●第3種感染症について（出席停止に該当するもの） \*感染の恐れがないと診断されるまで出席停止

コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・はやり目（流行性角結膜炎）・急性出血性結膜炎